

水槽上蓋の製作
仕 様 書

令和8年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部 敦賀総合研究開発センター
先進技術開発課

目 次

1. 一般仕様	
1.1 件名	3
1.2 目的	3
1.3 契約範囲	3
1.3.1 契約範囲内	3
1.3.2 契約範囲外	3
1.4 納期	3
1.5 納入場所及び納入条件	3
1.6 検収条件	4
1.7 保証	4
1.8 提出図書	4
1.9 支給品・貸与品	4
1.10 特記事項	4
1.11 適用法規・規格基準	5
1.12 知的財産権、産業財産権	5
1.13 秘密保持	5
1.14 安全管理	5
1.15 グリーン購入法の推進	5
1.16 協議	6
2. 技術仕様	
2.1 水槽上蓋の製作	6
2.2 据付調整・取り外し作業	11
2.3 特記事項	11

添付資料 別紙1 知的財産権特約条項

1. 一般仕様

1.1 件名

水槽上蓋の製作

1.2 目的

本件は、一般財団法人電力中央研究所が実施する「令和7年度開始廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金（ダスト飛散に係る影響評価技術の開発）」の枠組みにおいて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）が受託した「深水レーザー切削のダスト飛散率測定」に必要な水槽上蓋を製作するものである。また、本装置を用いた試験を予定しており、試験時にふくいスマートデコミッションング技術実証拠点（以下、「スマデコ」という。）の廃止措置モックアップ試験フィールド水中技術実証エリアにある円筒型プールに据付調整し、試験後に取り外し作業を行うものである。

1.3 契約範囲

1.3.1 契約範囲内

- | | |
|----------------|-----|
| 1) 水槽上蓋の製作 | 1 式 |
| 2) 据付調整・取り外し作業 | 1 式 |
| 3) 提出図書の作成 | 1 式 |

1.3.2 契約範囲外

「1.3.1 契約範囲内」に記載なきもの。

1.4 納期

令和9年1月15日

ただし、原子力機構と協議の上、実施時期を決定する。

1.5 納入場所及び納入条件

1) 納入場所

福井県敦賀市木崎65-20

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀事業本部 敦賀総合研究開発センター スマデコ内指定場所

2) 納入条件

据付調整後渡し

提出図書を収めた電子媒体（DVD-R 等） 1 部

1.6 検収条件

- 1) 「2.1 水槽上蓋の製作」に定める製作物が提出されていること。
- 2) 「2.2 据付調整・取り外し作業」に定める作業が完了していること。
- 3) 「1.8 提出図書」に定める提出図書が提出されていること。

1.7 保証

「2. 技術仕様」に定める仕様及び要求を満足することを保証すること。

1.8 提出図書

1)総括責任者届	契約締結後速やかに	1部
2)実施体制・実施体制図	契約締結後速やかに	1部
3)確認図	製作着手前	1部
4)完成図	製作後速やかに	1部
5)作業工程表	作業開始の2週間前まで	1部
6)従事者名簿	作業開始の2週間前まで	1部
7)作業日報	作業当日	1部
8)作業報告書	作業終了後速やかに	1部
9)その他機構が指示するもの	必要に応じて	

(提出場所)

原子力機構 敦賀事業本部 敦賀総合研究開発センター 先進技術開発課

1.9 支給品・貸与品

本作業の実施にあたり、作業に必要なものとして以下のものを原子力機構より貸与する。また、作業に必要な電力・水等については、必要と認める範囲において無償で原子力機構より支給する。

- 1)7軸遠隔水中ロボット及び7軸遠隔水中ロボット操作機器（関連図書含む）
- 2)その他作業に必要と認めるもの（電気、水、高圧空気等を含む）

1.10 特記事項

- 1)受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行すること。
- 2)受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 3)受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。

- 4) 本業務の実施に当たっては、機構の業務に支障をきたさないようにすること。
- 5) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

1.11 適用法規・規格基準

本仕様書に基づく作業を実施するに当たり、適用又は準拠すべき法令・規則等（以下「適用法令等」という。）の主なものは次のとおりである。次の適用法令等の他、受注者が必要と判断する適用法令等についても適用又は準拠すること。

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生法施行令
- ・労働安全衛生規則
- ・敦賀拠点敦賀地区 安全統一ルール
- ・リスクアセスメント実施要領
- ・技術実証試験・交流棟作業における安全管理について
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・その他、関連する法令・規則等

1.12 知的財産権特約条項

本件の実施にあたり、知的財産権に係る特約条項を締結する。

1.13 秘密保持

本件の実施にあたり、得られる情報及び成果は、原子力機構の同意なく本件契約以外の目的、第三者への開示、公表に利用してはならない。また、契約書に記載されている秘密保持に関する事項を関係者に周知し徹底を図ること。

1.14 安全管理

受注者は作業の実施にあたり、「労働安全衛生法」、その他関連法規及び原子力機構の定めた諸規則並びに原子力機構の指示事項を受注者の作業員に周知徹底させ、安全衛生の確保に万全を期さなければならない。なお、安全管理上必要な対策は、全て受注者の負担とする。

1.15 グリーン購入法の推進

- 1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.16 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 水槽上蓋の製作

「深水レーザー切削のダスト飛散率測定」に必要な水槽上蓋を製作するものであり、試験ではスマデコの円筒型プール内の架台の上に取り付けて使用する。図1は水槽上蓋のイメージ図、図2は立面図案である。

- 1) 水槽上蓋の寸法の目安としては、図1、図2に示すように外径： $\phi 3400$ mm、高さ：1500 mmとし、道路交通法の運搬上の寸法制約を考慮した設計とする。なお、円筒型プールの内径は約4000 mmである。
- 2) 水槽上蓋を円筒型プール内に取り付ける際には、スマデコの天井クレーン(定格荷重2.8 t)を使用するため、天井クレーンで安全に吊り上げることが可能な重量とする。
- 3) 円筒型プール内には昇降装置(図3に外観、図4に外形図を示す)や垂直タラップ等があるため、これらと干渉しない構造とする。
- 4) 架台には試験体や7軸遠隔水中ロボット(図3に外観、図5に外形図を示す)を設置するため、これらと干渉しない構造とする。
- 5) 試験では水深の影響を評価するため、水槽上蓋の材質はステンレス鋼を主とし、水深0 m(気中)、水深1 m、水深2 m、水深4 mで使用可能な構造とする。
- 6) 樹脂製フロートを用いて水に浮く構造とする。樹脂製フロートの取り付け位置の目安として、図1、図2では底面から1000 mmの高さとしているが、試験状況を考慮して決定する必要があることから、契約締結後に取り付け位置の高さについて協議し決定する。また、樹脂製フロートの個数については、水槽上蓋の重量に合わせて選定する。
- 7) 吸引口はノズルとフィルタで構成する。
- 8) 図6及び図7は既存水槽蓋の図面であり、上記の1)から7)に必要な情報があれば参考にする。
- 9) 水槽上蓋を使用した試験スケジュールとして、スマデコでの試験準備開始を8月中旬から9月上旬頃を予定していることから、この時期を水槽上蓋の製作の目安とする。なお、この時期については、試験準備状況等により前後する可能性があるため、原子力機構と協議の上、実施時期を決定する。

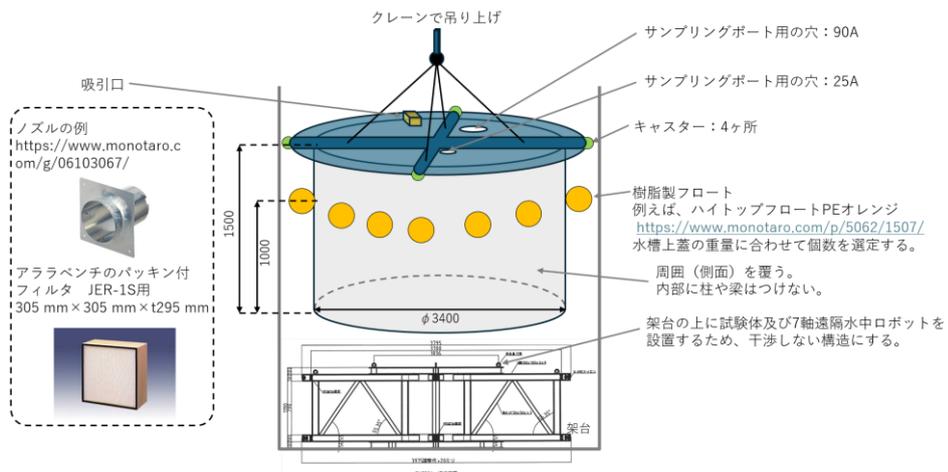


図1 水槽上蓋のイメージ図

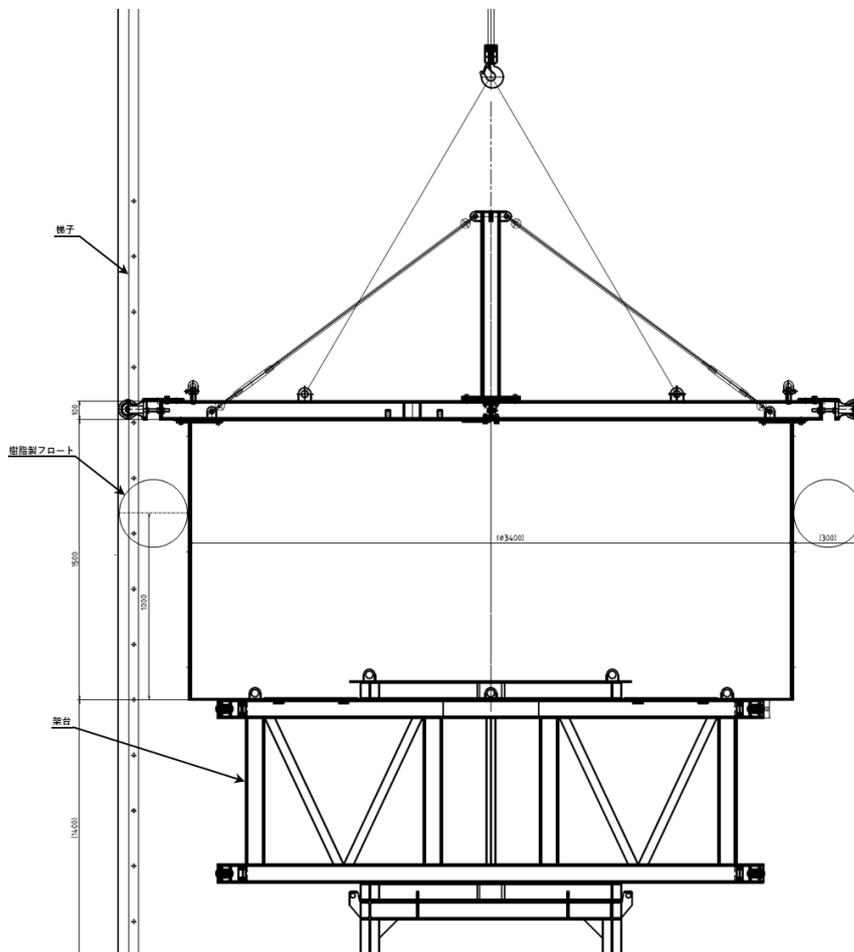


図2 水槽上蓋の立面図案



図3 昇降装置と7軸遠隔水中ロボットの外観

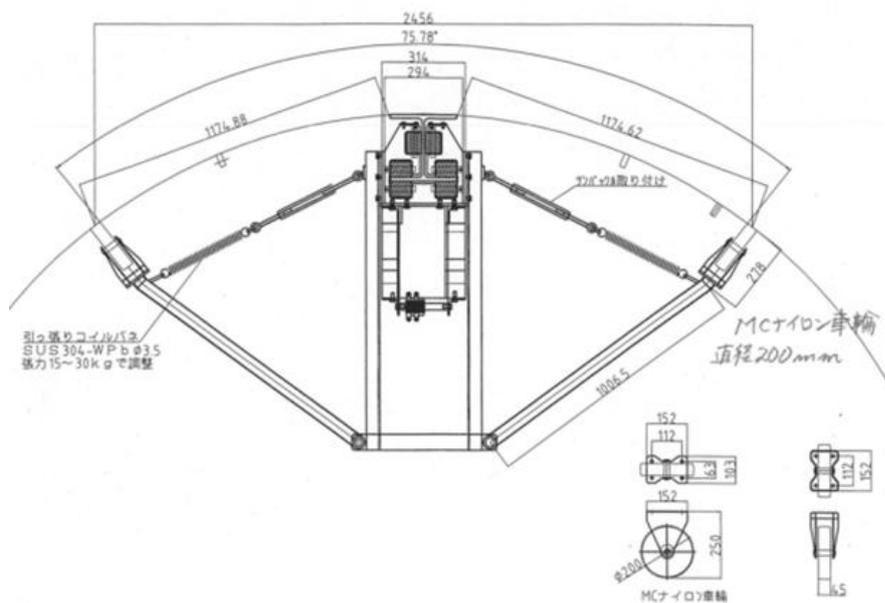


図4 昇降装置の外形図

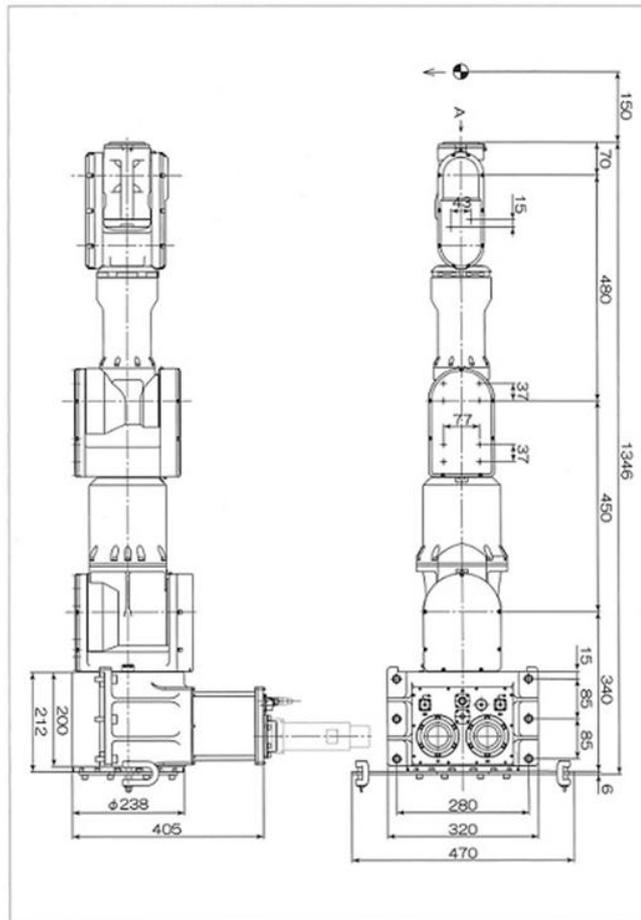


図5 7軸遠隔水中ロボットの外形図

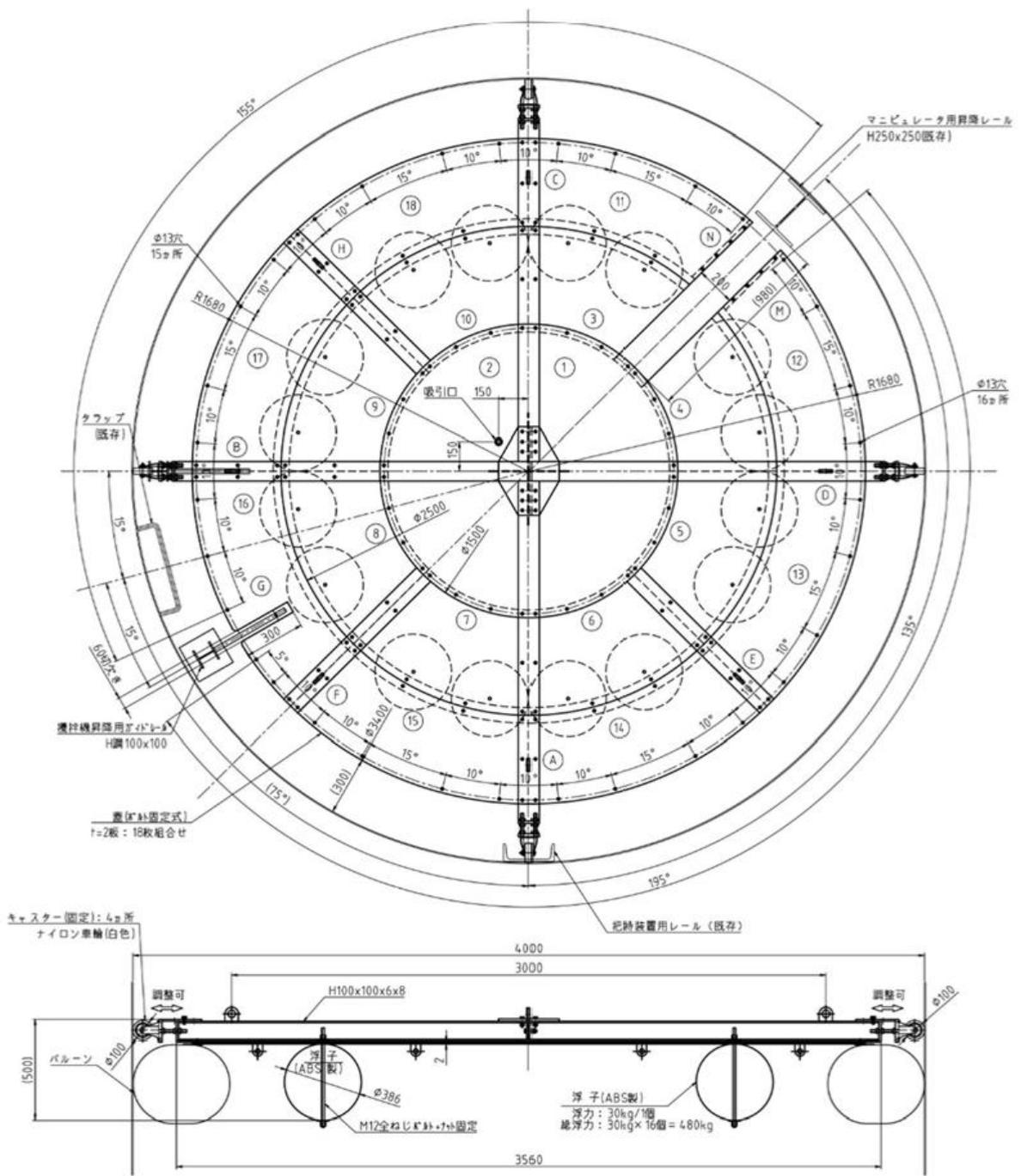


図6 既存水槽蓋図面 (改造前)

2.2 据付調整・取り外し作業

- 1) 現地作業を実施する場合は、2週間前までに作業工程表を提出して確認を得ること。
- 2) 作業責任者を配置し、原子力機構における作業安全に係る規定、規則等の遵守を図り、災害発生防止に努めること。
- 3) 作業は、原子力機構の勤務時間内に実施すること。ただし、緊急を要し原子力機構が承諾した場合は、所定の手続を行い実施すること。
- 4) 他の機器又は設備に損害を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく原子力機構に報告し、その指示に従って速やかに現状に復すること。
- 5) 作業責任者は、現地作業終了後、速やかに作業報告書を提出すること。
- 6) 作業員は、十分な知識及び技能を有し、熟練した者を配置すること。また、資格を必要とする作業については、有資格者を従事させること。
- 7) 原子力機構の構内への入退域及び物品、車両等の搬出入に当たっては、原子力機構所定の手続を遵守すること。
- 8) 水槽上蓋のスマデコの円筒型プールへの据付調整の時期は8月下旬から9月上旬頃を目安とする。また、取り外し作業の時期は、10月上旬から12月末を目安とする。なお、これらの時期については、試験準備状況等により前後する可能性があるため、原子力機構と協議の上、実施時期を決定する。

2.3 特記事項

受注者は原子力機構内施設へ製作物を設置する際に異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、
実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案
権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意
匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43
号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成
10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国
における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受け
る権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に
関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、
種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相
当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータ
ベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上
記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)
に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コ
ンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの
であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定す
るもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実
用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等
の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成
並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、
実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積
回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める
行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19
号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第
9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。